

藤沢市障がい者総合支援協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化と、地域の実情に応じた体制整備を図るため、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 総合支援協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域課題に対する体制整備に関すること。
- (2) 障がい児者の地域生活に必要な支援体制の整備に関すること。
- (3) 関係機関、関係団体等への提言、要請に関すること。
- (4) ふじさわ障がい者プラン検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）への意見提案に関すること。
- (5) 専門部会の検討事項に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(組織)

第3条 総合支援協議会の委員は28人以内とする。

- 2 総合支援協議会は、運営を円滑に行うため、運営会議を設置する。
- 3 総合支援協議会は、効率的に地域課題を解決するため、専門部会を設置する。
- 4 運営会議及び専門部会は委員により構成する。
- 5 総合支援協議会は、運営会議及び専門部会を含むものとする。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会の代表
- (2) 歯科医師会の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい当事者・家族等団体の代表
- (5) 障がい児者支援関係団体の代表
- (6) 市民代表
- (7) 関連会議の代表

(8) 前7号に掲げる者のほか市長が認めた者

(委員の任期)

第5条 総合支援協議会の委員の任期は、3年以内とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第6条 総合支援協議会に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 代表は、会務を総理し、総合支援協議会等を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 総合支援協議会は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

2 総合支援協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 総合支援協議会において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 総合支援協議会の委員は、会議において知り得た個人の情報について他に漏らしてはならない。

(運営会議)

第10条 運営会議は、総合支援協議会の代表、副代表、各専門部会の代表、計画検討委員会の代表により構成する。

2 運営会議は、総合支援協議会の開催に合わせて開催する。

3 運営会議は、国等の動向を注視するとともに、次の各号に掲げる事項を検討する。

(1) 次回の総合支援協議会における審議内容に関すること。

(2) 新たな地域課題の抽出及び協議の場に関すること。

(3) 計画検討委員会からの情報提供及び提案に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(専門部会)

第11条 専門部会は、必要に応じて開催する。

- 2 専門部会には、専門部会ごとに代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 専門部会の代表は、会務を総理し、専門部会を代表して運営会議に参加する。
- 4 専門部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 地域課題に対する目標の設定に関すること。
 - (2) 地域課題の具体的改善策に関すること。
 - (3) 運営会議への報告及び提案に関すること。
 - (4) 個別事例を通じた地域課題の共有に関すること。

(報酬)

第12条 総合支援協議会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)に定めるところによる。

(会議の傍聴等)

第13条 総合支援協議会の傍聴を認める者の定員は10人とする。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

(庶務)

第14条 総合支援協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課、基幹相談支援センター及び子ども青少年部子ども家庭課において処理する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 藤沢市障がい者総合支援協議会設置要綱は、令和6年3月31日をもって、廃止する。